

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準

(16) 北大阪健康医療都市地区

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準	チェック	備考
(1) 広告物は壁面広告物、地上設置型広告物を基本とし、屋上広告物は設置しない。		
(2) 壁面広告は、集合化に努め、建物と一体感を持たせたデザイン、色彩、素材とする。大きさは、取付壁面の1/20以下とする。		
(3) 地上設置型広告物を設置する場合は、自家用のみとし、集合化に努め、建物と一体感を持たせたものとする。高さは、10m以下とする。		
(4) 照明装置を使用する場合は、周辺環境に十分配慮する。また、ネオン管広告は隠蔽型とし、点滅広告は設置しない。		
(5) 広告は、建物や周辺環境に配慮する色彩とする。		
(6) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものは、(2)及び(3)は適用しない。		